

第4回船橋市補助金制度検討委員会議事録

1. 開催日時 平成20年11月26日(水) 午後6時00分～午後9時24分
2. 開催場所 船橋市役所 9階 第1会議室
3. 出席者 (委員) 今泉委員、岡田委員、斎藤委員、寺園委員、藤田委員、武藤委員
(事務局) 金子企画調整課長、野沢副主幹、石井副主幹、西村主査、横瀬副主査
北川副主査、石原副主査、大島主任主事
(説明者) 青少年課、学務課
(傍聴人) 1名
4. 議題 (1) 点検シート(案)によるサンプル事業審査(第3回)
(2) 交付基準(案)について
(3) 新しい補助金制度について

【議事】

委員長 : 傍聴人の方にお入りいただきください。
(傍聴人入室)

委員長 : これまでの試行的な点検シートで実施して来た訳ですが、今日も継続いたしますが、青少年関係と学校関係の補助金を審査することになっております。また、補助金の交付基準と新しい制度について検討していただくという予定で進めて参りたいと思っております。それでは、議題1について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、議題1は前回に続きまして、点検シートによるサンプル事業審査、これは、青少年課の3事業と学務課の5事業を用意しておりますが、その後、補助金の交付基準と新しい制度についてもご検討をお願いしたいと思っております。

それでは、事業審査ですが、前回は委員の皆様にご覧いただき点検シートの試用用2を使用した結果を後日提出いただきましたので、その結果を資料の1にまとめておりますので、御覧いただきたいと思っております。

評価者により差はございますが、得点の平均を見ますと事業間の相対的な優劣は比較的よく表れているように思います。

しかしながら、平均では傾向は表せても結論とはなりにくいので、委員会としての方向を定めていく参考に、多数の支持を得た選択を右側に表示しております。

また、委員長とも相談いたしまして、点検項目により評価者の間で得点が分かれてしまったり、委員の皆様からご意見いただいた点を考慮して修正し、16項目による新しい点検シートを作成いたしております。

後日、平均評価とともに、多数の結果を分かり易いように表示いたしますので、委員会としての最終審査結果の決定にお役立ていただければと思っております。

本日は新しい点検シートに沿って、補助事業の担当課に自己点検をしていただいた点検シートを配布させていただいており、このシートを交付基準にも取り入れて定着させたいと考えております。青少年課と学務課が待機しておりますので、ご審査のほどよろしく申し上げます。以上です。

委員長： それでは、ヒアリングに入る前に、大きく変更点がございますので、点検シートを確認しておきたいと思います。私の方から概略を説明しますと、まず 20 項目から 16 項目に変更したという点です。一番左のところに大きな 4 つずつの枠でくくっております。

そして次のところ、16 まで数字がありますが、1 から 7 までが主観的な評価の部分ということで、8 以降のところは客観的に評価できる部分ということです。まず、公益性、必要性ということですが、1 はセーフティネットの確保に必要である。それから、行政としてしっかりしなくてはならないところだということになります。2 は市民と行政との役割分担に鑑み、市が補助すべき内容であるかどうか、必需性、共同消費性が高いというものであります。必需性は必要性ということであり、共同消費性とは多くの人が同時に利益を受けるという意味であります。それから、3 は被補助者以外の市民の利益となる活動を実施しているかということで、いわゆる不特定多数のサービスになるかということであり、公益性といて良いものだと思います。4 は社会・経済情勢の現代的ニーズに対応しているかどうか。次が、効果性・公平性ということですが、補助金の交付に対して効果があるかどうか、被補助者以外の市民にも事業に参加できる機会があるかどうか、これは公平性の観点です。次に他市と比べ適切な水準であるか。他市と比べてもおかしくないか。それから、他に補助を受けていない類似の団体又は活動がないか。ほかにたくさんある場合には問題になるということですが、制度的確性ということで、ここは、しっかりした制度が作られているかということで、総合計画や補助要綱等で公益目的がしっかり明示されているかどうか、次が、補助対象事業及び経費がしっかり設定がされているかどうか。それから、適切な補助率になっているかどうか。制度的確性の項目の最後は、終期、見直し時期が設定されているかどうかになっています。それから、最後が対象の適格性ということで、補助を受けた補助について、抽出検査なども含め、被補助者の帳簿や領収書等で使途の確認を行っているかどうか。14 番が、繰越金など余剰金額は補助金額と比べて適正であるかどうか、15 番が、事務補助等の支援を重複して受けていないかどうか、二重補助になっていないかということです。最後 16 番が被補助者の規約等に補助事業の公益性が謳われているかどうか。団体としても公益性を確認して、事業を実施しているかどうか。このように、全体で 16 項目にまとめさせていただきました。

また、これについては、今日のヒアリングをして、お気づきの点があればご指摘いただく時間をとりたいと思います。

それでは、ヒアリングに入っていきたいと思いますが、既に資料はいただいておりますし、また、自己点検の点数も入れていただいておりますので、これをみながら、特に担当課の皆さんから説明しておきたいことがなければ、早速質問に入っていきたいと思います。

いかがでしょうか。

青少年課： 3 件ヒアリング対象となっておりますので、青少年団体活動費補助金、青少年育成会補助金、青少年育成団体活動補助金の順でそれぞれの担当からご説明させていただきます。

きます。

まず、青少年団体活動費補助金についてご説明いたします。

地域における団体活動により責任感等の育成を図り、自立した青少年の社会認識を養うという目的で活動している団体に補助金を出しております。補助金につきましては、船橋市青少年団体活動費補助金交付規則に基づき、交付しております。以上です。

委員 長 : では、質問に入っていきたいと思いますが、いかがですか。

では、私の方から質問させていただきます。3つの補助金の関係をご説明ください。

青 少 年 課 : それぞれ3つの補助金に直接的な関係はございません。それぞれの要綱に基づいて交付いたしております。

委員 長 : わかりました。

それでは、交付先の団体に対して、金額がどのように配分されているかはわからないのですが、そのあたりを教えてください。ボーイスカウト、ガールスカウトといったそれぞれの団体に補助金を交付しているのですよね。

青 少 年 課 : はい、それぞれの団体に交付いたしております。金額の違いはありますが、申請のあった団体に交付しております。

委員 長 : その基準はどのようになっていますか。青少年育成会補助金の場合は、団体一律3,330円一世帯54円との基準で交付されているようですが、この補助金は各団体にどのような根拠、考え方でどのような金額を交付しているのでしょうか。

青 少 年 課 : 古くからのものであり、どのような根拠で団体に分けているのかについて、本日までには調べられませんでした。

青 少 年 課 : ボーイスカウト、ガールスカウトに毎年いくら交付しているかということにつきましては、それぞれ金額が違いまして、事前に資料でお渡ししているかと思えます。

船橋市青少年団体活動費補助金交付規則の第2条に定義している団体に補助をしております。その中には14団体ありますが、現在交付していない団体もございます。例えば、船橋さざんか吹奏楽団、船橋市オリエンテーリング協会には現在交付しておりません。

事 務 局 : 全体で466万円の補助金を交付していて、そのうち、子ども会育成連絡会に305万円補助しているということになります。資料はその中にはあるはずなのですが、探していただくより、それぞれの団体への交付額は聞いていただいた方が良いかと思えます。

委員 長 : では、ご説明をお願いします。

青 少 年 課 : 補助金の内訳についてご説明させていただきます。

20年度予算で申し上げます。子ども会育成連絡会に305万円、ボーイスカウトに46万円、ガールスカウトに25万円、海洋少年団に18万円、空挺少年団に9万円、船橋リトルリーグに9万円、船橋西部リトルリーグに9万円、船橋北部リトルリーグに9万円、青少年友の会に9万円、野球協会少年学童部に20万円、交通少年団に7万円を交付いたしております。

委員 長 : それを全部足すと466万円になるということですね。

今回記載いただいた自己点検シートを見させていただくと、2番目のところが2点

となっていて、必需性も共同消費性も高いとなっていますが、8番を見ますと、補助を受けていない類似の団体又は活動が他にあるということになっています。2番目のところが2点となる理由はどのようにお考えでしょうか。

青少年課： 青少年の育成を目的としておりますので、その目的に沿った活動をしている団体には補助した方が良いとの考えで2点をつけております。

委員長： 自己点検と同時に私たちも判断をして、総合的に確認するということが最後はなりまして、今後の方向性についての判断をしていきますが、ここで減点とならない説明をしていただくと、この補助金が継続するということになると思うのですが。青少年の育成は大事なことだと思いますが、補助金で行うか直接的な事業で行うかということもあり、今のご説明ですと、行政が直接的に行う範囲だと思われるのですが、その全体像が、どのような施策を行っているかがわからないところもありますので、この補助金だけを取り出して、良いかどうかということですので、そのあたりをご説明いただけますか。

青少年課： ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団、空挺少年団とありますが、それぞれ目的が違いますので、それぞれの団体の構成員である子供たちにそれぞれ特徴のある活動をしていただくために補助金を出しております。

すべてが同じ活動を行っているわけではありません。子ども会は子ども会としての活動を、ボーイスカウトはキャンプをしたり、自然の中での体験をするとか、例えば海洋少年団の場合ですと、ヨットに乗ったり、川に行って自然の中での体験をするとか、それぞれみんな特徴のある団体で活動を行っています。少年学童部は野球を通じての青少年健全育成です。その点をご理解いただければと思います。

委員長： それはわかるのですが、福祉系の団体も個別の団体に出していることがありまして、これも一件一件個別に見ていかないとわからないと言われてしまうと、見ていかなければならなくなるわけですが、全体として把握できるようなものになっていないと、一つ一つみていくことになりまして、少額補助ですから、10万円以下の補助金はもうやめようという発想もなくはないわけです。個別に見ていくことは福祉のところでも少ししてみたのですが、それは手に負えませんので、今回は大きいところ基準をみていこうと思っているわけです。

船橋さざんか吹奏楽団、船橋市オリエンテーリング協会は中止したとのことですが、その理由を教えてください。

青少年課： もう一団体、自転車少年団にも交付いたしておりません。自転車少年団につきましては、現在も活動はしているのですが、昨年、子どもが集まらなかったため、補助基準として構成員に子どもがいない場合には補助の対象にはなりませんので、補助をやめさせていただきました。

委員長： 他の団体はお子さんたちがいるということですね。以前の点検シートですと、全体としてどのくらいの人数かといった比率がわかったのですが、それは状況によって違うだろうということで外したのですよね。

多くの子供たちが参加している、参加したくなったら誰でも参加できることでは、被補助者以外の市民も事業に参加できるという項目のところになりますが、ここは、

限られた事業のみ参加できるとなっていますね。特定の子供たちだけの楽しみに終わっていると問題があるかなと思うのですが。

青少年課： 特定の子供たちではなく、誰でもそれぞれの団体に入れます。入るか入らないかは個人個人の、あるいは親御さんの考え方になります。全ての団体が門戸は開けてあります。逆に会員を増やそうとして努力をしています。

委員長： それならば、6番は2点で良いのではないかと思います、1点にした理由は何でしょうか。

青少年課： この設問は急きょ変更になったものであるため、あまりわからない状況で点数をつけてしまったというところがございます。

委員長： いろいろと試行を繰り返していますからね。

青少年課： 担当課としても、設問の趣旨がわからない状況というのがあるのですね。でも、どこかに当てはめないといけないですからね。

この補助金の対象となっている団体は11団体あるわけですが、それぞれ成り立ちや目的が違いますので、ご承知おきいただきたい。

委員： 他にも少年関係の団体はあるかと思いますが、そのような中で、この団体だけを選んで、相当長い間交付していますが、その理由は何ですか。

青少年課： それぞれの団体が子ども達も参加して長い間活動しているからです。例えば、少年学童部にいた子どもたちが大きくなって、市船に行って、それからプロ野球に入った子どももいます。

委員： 補助金の性格からいって、どちらかというところこういう団体が一人前になるのを助けるためのもので、もっと若い団体に回していく方が市としては底辺がずっと広がる意味合いもあるのかなと思っていたのですが。

青少年課： 例えば、船橋野球協会少年学童部は一団体ではなく、加盟団体が43チームございます。

委員長： 全体で20万円で43チームですか。補助金を配分する手数料だけでなくなくなってしまいそうですが。このような少年関係の団体は全体としてどのくらいあるのですか。その中からこの11団体を選ばれているのだと思いますが、全体は把握されていますか。

青少年課： 船橋市内でこのような活動を行っている団体は網羅されています。

委員長： この14団体で網羅されているのですか。そうすると、例えば、サッカーはどこに入るのですか。

青少年課： サッカーは体育協会の方になります。

委員長： 同様に補助金は出ているということですか。

青少年課： 体育協会に補助金を交付していると思います。

委員長： 同じ活動をしていて、野球は出るけれどもサッカーは出ないとか、あるいはこちらのサッカーチームには出るけれども、こちらのチームには出ないとか。それが、公平性という考え方ですので。そこを全体としてバランス良く配分されているかどうか。あるいは、私たちは独自で行っているのに要りませんよという団体もあるかもしれませんが、こういう面白い試みをしたいので補助金を申請しましたという場合もある。補助金の申請書は出ているのですよね。

青少年課 : 毎年出ています。

委員長 : 大きく公募をして、申請書が出てきた団体の中から選択したというなら、良く分かるのですが、従来からやっている団体だけに配っている、他の団体は申請してもらえないと思って申請しない、もらっている団体はまたもらえると思って申請書を出す、こういうことだと公平性に欠けるのではないかという考え方ですね。

青少年課 : 私が担当してからは、新たに子どもが構成員としている団体で申請したいという団体は残念ながらございません。

今流行っているサッカーにつきましては、別の課が体育協会という団体に補助金を交付しております、体育協会にはサッカー協会などスポーツ関係の団体が揃っています。ただその中に子どもたちが何人いるかはわかりません。基本的にこの規約で言っておりますのは、その団体の中に必ず子どもがいなければならないという、これを条件に認定し、補助金を交付しております。

体育協会で行っている団体につきましては、子どもがいる団体もあるとは思いますが、おそらく大人が主体となっているかと思えます。

委員長 : そうすると、子どもがいるかどうかのチェックは明確にされているということですか。

青少年課 : 青少年課の補助金については、子どもの人数は全て把握しております。申請の段階で提出していただいています。

委員 : 体育協会への補助金はスポーツを担当している課が行っております。体育協会は組織が大きい団体しか入れないところで、体育協会に一括して補助金を交付しているかと思えます。

青少年団体は国の戦後地域の活性化という施策の中で、青少年の健全育成を含めて、国が全国組織の団体に相当な額の補助金を出していた、その流れとして支部団体とか下部団体がボーイスカウト、ガールスカウトというような形になっています。

リトルリーグは最近のものかと思いますが、ガールスカウト、ボーイスカウト、子ども会、海洋少年団などは、全国組織として、おそらく国が力をいれて、だから県も力をいれてという流れがあります。先ほど委員の方から長い間補助金を交付しているというご質問がありましたが、このように長い歴史があるということもその一つかと思えます。

伺いたいのは、船橋市は社会教育団体は登録制ですか。

青少年課 : 登録制です。窓口は社会教育課になっています。これらの団体も社会教育認定団体となっています。

委員 : 昔国でも行っていたのですが、やめたのです。というのも、新しい団体が出てきた時に既得権で新しい団体が入れなくなってしまうので、登録団体を一切やめました。皆さんおっしゃっていますように、登録するとそこに既得権が発生するので、新しい任意団体が何かしようとしてもなかなか入りづらいという問題が福祉の団体にもありまして、公平性の観点から少し欠けているのではないかという点がひとつあります。

お伺いしたいのは、この3つの補助金が全部社会教育関係団体補助金になっているのかということなのですが、社会教育委員会で審議されているのでしょうか。

- 青少年課 : 社会教育認定団体につきましては、新しい団体の申請があれば、審議をして認めています。社会教育委員会で審議します。
- 事務局 : 社会教育認定団体になっていると思いますが、確認して、間違いがあれば後日訂正させていただきます。
- 委員 : 補助金の水準なのですが、他市の方が随分と水準が低いと第三者意見の中にも書かれているかと思いますが、このシート中では、概ね均衡がとれていると評価されています。これはどのようにお考えになったのでしょうか。
- 青少年課 : 例えば、子ども会育成連絡会につきましては、20年度、千葉市は212万7,000円、松戸市は148万9,000円、市川市は3,090万5,000円、柏市は126万円、市原市は226万5,000円、八千代市は330万円、浦安市は190万円という数字を把握しております。そんなに差はないと考えております。
- 委員 : 差がないというのは、一人当たりですか。千葉の方が人口から言っても大きいのではないですか。千葉市212万7,000円に対して、船橋市は300万ですよね。子ども会育成連絡会と言えば全市的なものですよね。
- 青少年課 : 子ども会育成連絡会に地域で何団体、何人入っているかによっても違ってきます。
- 委員 : 理由が適正とおっしゃったので、人数当たりですかとお聞きしたのです。千葉市は1.5倍以上の人口ですよね。子ども会も人口に比例すると考えると、それくらいの規模かと思いますが、補助金は3分の2程度ですよね。船橋市の補助金は高すぎませんか。
- 青少年課 : 補助金が一人一人にどういくかではなく、事業自体にどう関わりを持たせるかだと思っています。
- 委員 : 事業の目的はわかりますが、水準も一つの大きな要素ですから、確認したかった訳です。
- 委員長 : それでは、主観的な判断のところは私たちも判断いたしますので、時間の関係もありますから、次の補助金の概要のご説明をお願いいたします。
- 青少年課 : 青少年育成会補助金についてご説明いたします。
育成会とは地域の子どもをとりまく大人たちが力をあわせて、子どもたちが健全に育つよう活動していく組織になります。以上です。
- 委員長 : 会員数が4,585人で、630万円強が本年度の予算ということですね。
- 委員 : これは青少年団体と言うのでしょうか。言わないのでしょうか。先ほどのボーイスカウトやガールスカウトとどう違うのですか。
- 青少年課 : 育成会は青少年育成会と言っております。青少年育成会は町会・自治会の中でも大人で組織している組織です。先ほどの団体は必ず子どもたちが含まれるものとなります。
- 委員 : 青少年育成会補助金と青少年育成団体活動補助金とはどう違うのですか。微妙に言葉が違いますが。
- 青少年課 : 対象となる団体が違います。
青少年育成会については、船橋市青少年育成会補助金の交付に関する要綱の第2条1項で単位町会、自治会のなかで、子供をとりまく大人の組織であることと定めてお

ります。

委員： 青少年育成団体活動補助金は大人だけでなく子どもも入っているのですか。

青少年課： こちらも大人だけの会です。

委員： であれば、青少年育成会補助金と青少年育成団体活動補助金が対象としている団体の中身はどう違うのですか。

青少年課： 青少年育成会補助金は町会、自治会単位で、大人が組織する団体で、その団体は地域の子どもたちを育てるという役割、それが育成会。

青少年育成団体活動補助金は、青少年の環境を良くする市民の会、船橋企業警察防犯連絡協議会、船橋市国際親善の会に交付しておりますが、それぞれの団体の活動がまた異なります。

委員： 青少年育成会も子どもを対象とした事業をしていますし、国際親善の会も子どもを対象とした事業をしている訳ですよね。それがどうして2つに分かれているのかということなのですが、一緒でも構わないかと思うのですが。内容も対象も違うことはわかっていますが、分けている意味がわからないので。

青少年課： 分けた方がチェックしやすいからです。

それぞれの団体のあり方と目的が違うので、それぞれジャンル分けしているということです。青少年育成会はいくまでも町会・自治会をベースとした大人の組織です。市民の会は市内全域を対象として中学校区をベースとしています。

委員： 出来た歴史が違うのだろうという感じはするのですが。

一緒にした方がすっきりするのではないかと思います。

青少年課： 青少年の環境を良くする市民の会はもともと青少年健全育成がベースなのですが、有害図書ですとか、今電話ボックスが減ってきていますけれども、ピンクチラシの撤去活動も各中学校区の市民の会が一緒になって撤去活動を行っています。

委員： 育成会の補助金の方は、市として補助金を交付する場合に、各町会・自治会に周知徹底すべきだと思うのですが、周知されていませんよね。どうしてですか。

青少年課： 特段周知はいたしておりませんが、問い合わせがあれば、育成会のしおりを差し上げて説明しております。少子化になって活動されていない育成会につきましては、団体の方から辞退をいただいております。

委員： なぜ、このような質問をするかといいますと、項目の2番で、市民と行政との役割分担に鑑み、市が補助すべき内容であると、必需性が高い内容だと自己診断されているわけですから、市としてはもっと積極的にこれは必要なのだと周知するのが当たり前で、それをしていないとするならば、この補助金の意味合いが違ってくるように感じるのですが。

青少年課： 本来的には広報等で周知徹底すべきだとは思いますが、現在の財政状況等いろいろ考えまして、なかなか難しいところがありますのと、実際のところ、先程も申し上げましたように、子どもが少なくなっている状況で、育成会の活動が停滞するということもありまして、そういった状況から、殊更周知することはないのかなと思っております。

委員： 他の自治体の中には、補助を行っていない自治体も相当あったように思うのですが、

でしょうか。

青少年課 : 青少年育成会補助金は船橋ならではのものです。

委員 : 船橋ならではのであれば、全町会・自治会に、船橋ならではのなので頑張ってくださいと周知するのが順当かと思うのですが、それをされていないというのは、補助金としてどうかなという感じがしてしまいます。

委員 : 青少年育成会補助金の20年度予算は630万3,000円で、みゆき青少年育成会には3年間の平均で25万5,000円となっていますが、他に150団体くらいあるのでしょうか。みゆき青少年育成会の会員数は4,585人となっていますが、全体で市民の数を超過してしまうということはないですか。

青少年課 : 必ず世帯数を申請の時にチェックしております。自治振興課に提出するものと同じものを提出してもらっていますので、過誤はないかと思います。

委員 : この補助金は一世帯54円ですよね。失礼ですが、もらっている方もありがたくないのではないかと。団体で一律3,330円ですから、非常に額が少ないですよね。

委員長 : 委員がおっしゃっていたように、全体をカバーしている中で一部分になっているのが問題ではないかと思うのですが。

青少年課 : 一部分とは私たちは思っておりません。あくまでも存在については、従来から町会・自治会にご存知です。ただ、先程お話がありましたように、一世帯一年間で54円なので、もらわなくても良いというところもあります。手間暇かけるのであれば、自分たちで自治会からもらおうよというところも実際にはあります。私も船橋市に住んでいて、自治会には子ども会がありますが、敢えて申請はしておりません。仮に100世帯あったとしても微々たるものですので、役員が手間暇かけて書類を作って、何度も市役所に来るよりは、要らないよという生の声もございます。

あくまでも補助金というものは、大人の方々が動きやすいような道具と言いますか呼び水と言いますか、市も助成をしますよということで、微々たるものであってもそれを使ってそれぞれの団体が子どもたちのために何か事業をしていただけるということでの補助金だと思っています。

委員 : それぞれの団体に補助金を出すわけですけれども、青少年の健全育成のために各団体は具体的に何をしているのですか。

自治会ベースとなると、自治会には一世帯当たりで補助金を交付していて、今度は子どもがいるからということで、一世帯当たりで補助金を交付している。同じところに同じような補助金が交付されています。これが公平にいけば良いのですが、申請したところだけに渡すとか、地域が偏っているとか、受けられる本来の数に対して実際に受けている数は少ないとか、公平なり平等には疑問がでてくるのですが、どう管理されていますか。

青少年課 : 市の方から各町会・自治会に交付している補助金は、青少年に限定してのものではないと思いますが、青少年育成会補助金はあくまでもその地域の子どもの健全育成のために何か事業をしてくださいというものです。

委員 : 何かというのは何なのでしょう。

青少年課 : 子どもたちが地域の年上の子どもと年下の子どもと一緒に何か活動するというこ

とと、自分の親だけでなく、地域のいろいろな大人とのふれあいを通して豊かな社会性とか人間性とかを養ってほしいという趣旨のものです。

委員：それと同じ回答を自治振興課もしましてね。夏まつりをだから子どもと一緒にやるのだと全く同じ説明をされるのですが。今話を聞いていると、どちらの話も聞いているのかわからないくらい似ているのですが。この青少年育成会は自治会ベースで野球チームを作るからグローブを買うというのなら、それはそれでわかるのですが、今の説明ですと、夏まつりをしても良いですし、そうであれば、自治振興課で交付している補助金と同じです。この事業の効果として何がでてくるのか。青少年育成というのは、言葉は美しいのですが、何をどのような形で育成するのか。それに対する補助だと思ってしまうのですが、そこまでは規定していないのですよね。

青少年課：金額からご判断いただきたいのですが、事業をできるだけ補助ではないのです。

委員：そうすると、10万円以下の金額を渡しても仕方ないだろう、事業と呼べるようなことは出来ないだろうということも一方ではあると思います。10万円以下ですと配るのも大変ですし、税金となると明朗会計で報告しないといけないし、交付する側としてはちゃんと使っているか証拠を見せてよという話になるでしょうし。10万円以下は非常に効率が悪いのではないかという気がするのですが。

青少年課：いくつかの団体の人とお話ししましたが、少しでも補助があればそれが活動費の一部、連絡調整の一部になるとのことでした。

委員：少しだったら要らないという団体もいらしたわけですよね。だから、それは個人的な意見ですからね。それで判断されても困るか。

青少年課：要らないというのは、もう活動をしないから申請をしないというわけです。子どもたちも減ってきて特段補助金をもらわなくても活動できるというわけです。

委員長：3番目の補助金も関連していますので、質問していきたいと思うのですが。

こちらは、3つの団体だけにそれぞれ交付しているということですね。青少年の環境を良くする市民の会は118万円で、残り2つの会に18万円が交付されているということですか。

青少年課：船橋企業警察防犯連絡協議会に9万円、船橋市国際親善の会に9万円です。

委員長：9万円というのも、一割引かれて9万円だったという、昔は10万円だったという感じがしますね。

青少年課：おっしゃるとおりです。船橋企業警察防犯連絡協議会につきましては、昭和59年から補助しておりまして、当初は10万円でした。それが、平成元年になりまして、11万円、11年度に10万円、そして、15年度に9万円と上がったたり下がったりしております。

委員長：9万円では何の事業もできませんので、表彰とか別の形に変えて、公益的な活動に対して市から感謝を示す方が個人的に良いのではないかと感じるのですが。

青少年課：補助金というのは補うためのものであって、メインではございません。例えば、船橋企業警察防犯連絡協議会にしましても、船橋市国際親善の会にしましても、会員がそれぞれ会費を払って、会費がメインで、それに対して市の方から一部の補助となっています。

委員長： 青少年の環境を良くする市民の会は補助金の比率が80%でほとんどが補助金の活動ですね。

国際親善の会や企業警察防犯連絡協議会はこの割合が低いのですか。

青少年課： 例えば、国際親善の会につきましては、会費に一般会費と賛助会費がありまして、一般会費は個人で大人から青年まで、賛助会費は個人と団体からの会費を計上しています。また、市からの補助金は9万円となっております、その他にいろいろな事業をしていまして、その事業の費用を含めまして、収入としましては、年間約174万円の経費を計上しております。補助金の割合は174万円に対して9万円です。

委員長： 5%ですか。低すぎますね。補助金として意味がないのではないかと。5%補助してもらっても効果が少ない。

自己点検のところの8番に補助を受けていない類似の団体又は活動が他にない、この3団体以外にないということなのですが、国際親善の会などを考えるとたくさんありそうな気がするのですが、ここはどのようなご判断で2点とされたのでしょうか。

青少年課： 船橋でも船橋国際交流協会と船橋市内の企業が会員として参画している協会。それと同じような組織は、市川、浦安にもございます。船橋国際親善の会のように個人がメインとなっている団体は他にない。

船橋国際交流協会と同じような団体は各市にございますけれども、もともと国際親善の会は船橋の大人、青年が海外経験をした人たちで組織しています。そのような人たちが組織を作って、自分たちが経験した海外でのいろいろな体験をもとに、これからの子どもたちに出来るだけ世界を見せたいと、海外に派遣し、いろいろなことを体験して欲しいといった趣旨で作った団体です。

委員長： そうしますと、6番の誰でもが参加できるということにはならない気がするのですが。

青少年課： 現在はいろいろな子どもたち、いろいろな人たちを勧誘して組織しています。

具体的には、教育委員会青少年課で実施している青少年の海外派遣事業。例えば、イギリス、カナダに毎年高校生を4名ずつ派遣していますが、ホームステイしながらその都市にある語学学校に通うことにより、いろいろな国の青少年と一緒に勉強した経験をそれで終わらせないために、また、姉妹都市に派遣をしている子どもたちが戻ってきた時に、経験したものをそれで終わらせないために、出来るだけ親善の会に入ってもらって同じような活動をしてくださいということで子どもたちも勧誘しています。

委員長： 私から最後ですが、青少年の環境を良くする市民の会はどのような活動をされているのですか。

青少年課： 主な活動は、毎月第三土曜日の少年の日と毎月第三日曜日の家庭の日を中心として、各地域の市民の会が一緒になって、JR船橋駅などの駅頭で街頭啓発を行っています。

委員長： ティッシュを配っているということですか。

青少年課： そうです。それと、機関紙「愛のスクラム」を年一回発行しております。また、「市民の会だより」の発行、ピンクビラの撤去、最近では電話ボックスがあまりないのでこの活動はなくなりましたが、もともとは有害図書撤去をメインとして行っていました。現在はカラオケボックスや漫画喫茶などに青少年が立ち入ることがないように

ということで視察に行くなどの活動をしております。また、会員のスキルアップのための講演会。あるいは、視察等も行っております。

委員： 青少年の環境を良くする市民の会は何人で組織されているのですか。
また、国際親善の会と企業警察防犯連絡協議会もどのくらいの規模の組織でしょうか。

青少年課： 青少年の環境を良くする市民の会は中学校区をベースにして、22 地区と 22 の団体で、具体的には、ライオンズクラブやロータリークラブなどの団体が加盟しております。
具体的に申し上げますと、中学校区が 22 地区、自治会連合協議会、PTA 連合会、青少年補導委員連絡協議会、民生児童委員協議会、全婦人団体連絡会、社会福祉協議会、船橋地区保護司会、体育指導委員連絡協議会、船橋警察署少年補導員連絡会、船橋東警察署少年補導員連絡会、青少年相談員連絡協議会、少年少女団体連絡協議会となっています。

委員： 企業警察防犯連絡協議会とはどうなっているのでしょうか。青少年の環境を良くする市民の会で十分ケアされているような気がします。

青少年課： 企業警察防犯連絡協議会は昭和 43 年に設立されまして、事務局は船橋警察署の生活安全課です。企業と警察が相互に完全な理解と協調の下に勤労青少年の非行防止と保護育成を図るために組織され、あわせて一般防犯に寄与することを目的に設立されています。組織としては、船橋地区の会社、工場、商店の代表が集まって、現在 37 の代表の方で組織されています。具体的な活動といたしましては、各関係機関・団体と連携しまして、街頭キャンペーン。また、それぞれの職域に対しまして、設置安全ニュース、ミニ広報誌の発行。各種犯罪の防止の呼びかけ、チラシやパンフレットの作成・配布。具体的な地域での活動として安全運動や年末年始の特別警戒活動に参加しております。また、職場ぐるみの地域安全活動も行ってしております。加えまして、警察が音頭をとって行っています、少年非行防止のための活動の支援。職場における防犯講習会の開催。有害環境の浄化活動。関係機関・団体と連携して街頭補導活動。等々を行っております。

委員： 市長部局には青少年担当の課は何課がありますか。

青少年課： 教育委員会青少年課が防犯から全て行ってしております。
防犯課は市民防犯課で行ってありますが、青少年だけではなく、市全体です。

委員： 青少年も入ってきますよね。

青少年課： はい

委員： そこにも補助金を交付しているのですか。同じような団体はないのですか。

青少年課： ありません。

委員： ピンクチラシがなくなったと言ってもあるのはあるのでしょうか。また、青少年に見せてはいけない雑誌類などの撤去は青少年課が行っているのですよね。

青少年課： 県条例ですが、青少年課と青少年センターの中にある青少年補導委員連絡協議会が担当しています。

委員： 権限を持って行っているわけですよね。このような事業は市長部局の市民防犯課にはいっていないのですか。いっている可能性があると思うのですが。

- 青少年課 : 市民防犯課の方はわかりません。
青少年課は青少年センターの青少年補導委員と連携をとっているいろいろな活動を行っています。
- 委員 : 活動内容ですが、非常に硬直化している内容だと思うのですが。お任せで補助金だけ出しているというスタイルですから、このようになっているのではないかと思います。そのあたりは今後どのように考えられていますか。
- 青少年課 : 正直申し上げて、硬直化という風には思っておりません。
- 委員 : しかし、街でティッシュを配るとするのは。船橋駅に行きますと、いくらでもティッシュを配っています。あれと同じようなことをしても、ほとんど効果はないでしょうし、青少年の過ごし方も、大分生活スタイルも変わってきていますから、そのあたりをいろいろ考えて、一番効果のある事業をしてもらわないといけないという感じがしています。
- 青少年課 : おっしゃるように、ティッシュの効果というのはどうなのかということは、青少年の市民の会の中でも出ています。次年度、どのような形で、青少年の市民の会の存在と活動を一般の市民の方に理解してもらおうかということで、今研究している最中です。まだ具体的な方法は出ていませんが、お金をかけないで行う方法としては、地域の人たちがあいさつ運動をしましょうということで、会長が率先して、あいさつ「明るくいつも先に続ける」というスローガンで活動をしています。一般市民の方々に市民の会の活動を理解していただいておりますので、どのような形で行うか、例えば、市内のレストランにステッカーを貼らしてもらって、第三土曜日や第三日曜日に親子で来た場合にはジュースなどをサービスするなどして、活動を周知するのも一つの方法かなと考えております。ただまだ具体的にどのような形でそれぞれの地域で多くの人たちに活動の状況を理解してもらって、協力してもらおうということでは、まだ検討している段階でございます。皆さん、自覚をしてらっしゃいます。
- 委員 : わかりました。
- 委員長 : どうでしょうか。
市民の会というのは全体で何人いらっしゃいますか。
- 青少年課 : 先ほど申し上げたように、22 地区と各団体になりますので、各団体の構成員の人数までは把握をしておりません。
- 委員長 : 構成団体は伺っておりますが、おおよその人数はありますか。
- 青少年課 : 2,500 から 3,000 名です。22 地区と 22 団体ありますので、それぞれの構成員を確認すればトータルではわかりますが、現在正確な数字はわかりません。
- 委員長 : わかりました。ヒアリングはこのくらいだと思いますがどうでしょうか。
はい、では、ありがとうございました。
- 事務局 : 先程青少年の所管部局関係をお話されていましたが、旧県社会部関係の青少年の健全育成は市長部局から教育委員会へ事務委任をしておりますので、青少年課がメインとなります。
- 委員長 : それでは学務課所管の補助金になります。
- 学務課 : 学務課でございます。順に説明いたします。

はじめに、学校管理運営費補助金でございますが、補助金の目的は小学校中学校の校長会に補助金を交付することによって、円滑な学校運営と、地域に開かれた学校の実現を図る。補助金交付先は、船橋市内の全小学校の校長で組織する船橋市小学校長会(54校)と船橋市内の全中学校、特別支援学校、市立船橋高等学校の校長で組織する船橋市中学校長会(29校)、併せると83校となっております。補助金額は、19年度が2,635万6,000円で、小学校長会に1,720万6,000円、中学校長会に915万円となっております。市から補助金の交付を受けた小中校長会は、学校毎に、学校管理運営費補助金事務執行基準に基づいて補助金を配分いたします。この基準は1校当たり30万円プラス学級数かける1,000円となっており、大規模校ほど配分が多くなります。補助金の根拠は、船橋市学校管理運営費補助金交付要領となっており、これに基づいて実施しております。

補助金の経緯でございますが、始まりは昭和45年以前でございます。当初は補助金ではなく委託料として、当時の小学校中学校44校に学校の自主的運営及び校長の業務遂行を円滑にし、調和の取れた学校運営を図るということを目的として264万円、1校当たり6万円を支出したというのが始まりでございます。その後、委託料として支出することの妥当性についてどうなのかという指摘を受け、平成10年度から補助金として支出することに変更いたしました。平成10年度の補助金は、1,124万円、1校当たり小学校12万円、中学校16万円でございます。平成13年度になりまして、当時の補助金交付先であった小中学校協議会が解散したため、現在の小学校長会と中学校長会に改めました。平成15年度には、それまで各学校が地域等から受け取っていた祝儀を受け取らないことにしたため、円滑な学校運営が損なわれないように、ということで交付額を大幅に引き上げ、現在の額となっております。平成10年度に、委託料から補助金に変えたわけですけれども、委託料というのは本来市がやるべき業務を代わりにやってもらう対価として支払われるもの、補助金は公益活動を行う団体等に市が援助して、公益に活かしてもらうために補助金を交付する、そういう違いがあると思います。学校管理運営費につきましては、校長の手腕に期待して、学校運営を円滑にし、地域に開かれた学校の実現を支援するという補助金的な意味合いが強いため、委託料から補助金に変更されたと理解しております。

この学校管理運営費を予算化して、直接各学校に配布する形はとれないか、という議論はかなり前からございます。ただ、現在のシステムでは学校管理運営費は、船橋市が予算化して、直接運営管理する業務以外の活動や通常の学校配当予算では即応できないものについて支出しております。中には、領収証の取れないものや学校現場の利便性を考えると現在の方法が最善ではないが、ひとつの方法にはなると担当課では考えております。

今後どのようにしていくかということについては、研究課題と捉えておりますので、良い方法があればご教示いただけると有り難いと考えております。

最後に、他市の状況でございますが、各市に問い合わせたところ、予算化していたり、補助金であったり、いろいろな含みがあってなかなかはっきりとはしないのですが、浦安市の場合は、ふるさとふれあい教育活動推進事業補助金ということで各学校

に65万から80万円。それから浦安市立学校運営費補助金ということで小学校に8万から16万、中学校に12万から18万。柏市の場合は、柏市立学校運営費補助金という形で、小学校45万、中学校55万。千葉市の場合は、特色ある学校作り事業ということで、各学校が計画書を出して、それに基づいて査定をして、予算を配当するというやり方にプラスして、市立学校長渉外費ということで各学校に1万5,000円。市川市は、学校とPTAが学習支援クラブというものを作って、そこへ委託するというやり方で、各学校に約10万円。それから創意と活力のある学校づくり事業ということで、各学校の計画書に基づいて、予算をつけるというようなやり方をしている。八千代市の場合は、市の予算は一切ございません。どうしているのかと聞きましたところ、全てPTAにお願いしている。PTAの教育振興費より支出している。各PTAによって違いがありますので、少ないところで50万円、多いところで100万円程度のお金を使っている。鎌ヶ谷市は、財政難ということで平成20年度より小中学校教職員研修事業補助金を廃止した。というような状況を把握できました。

説明は、以上でございます。

委員長：この補助金は、校長会に支出をしているということですか。

学務課：そうでございます。

委員長：それで校長会がそれぞれの学校に配分をしている。校長会が間にあるからこういう補助金という仕組みになっているのですが、それぞれの学校で管理するために使われているのですよね。学校の管理運営費の中に組み込まれるのですよね。

学務課：支給までの流れとしましては、そのとおりでございます。校長会から申請を受け、そして交付を決定し、校長会に補助金を振り込んで、校長会が各学校に振り分けて、校長会が実績報告を作成し、市に報告する。そういう形でございます。

委員長：どうして校長会を間に入れないといけないのですか。

学務課：校長会は、任意の教育団体になります。直接補助ということになりますと、官が官に補助することは当然できませんので、任意教育団体の校長会という組織に補助する形で、使いやすくしているということでございます。

委員長：それは本当に使いやすいのですか。

学務課：学校現場では、急にお金が必要になったりですとか、そういうことがたくさんございます。そういうすぐに何かしなければいけないという時に校長の裁量で支出できるというのは、非常に利便性があると考えております。

委員長：予算の中にはそういう仕組みは無いのですか。予備費みたいな。

学務課：この学校管理運営費については、予算で配当されている以外の支出等について使われるものです。

委員：具体的に、何に使っているのですか。領収書をもらえないものに使っているということですかね。

学務課：いろいろあるのですが、例えば報償費等について、教員に対する講師については市で予算化されているわけですが、児童・生徒に地域の人が来ていただいて、お話をさせていただくような場合の謝礼ですとか。

委員長：ただ、それは領収書を取ることはできますよね。

- 学 務 課 : 領収書は取れます。全部が全部取れないということではございません。
- それから例えば、中学校の生徒指導関係を連想していただければ宜しいかと思いますが、何か子供が事故を起こした時に、家庭の方に連絡がいくのではなく、学校の方に連絡がきて、先生が対応するということは、正しいか正しくないかは別にして、今の学校現場では多い。そして子供が行方不明になった時、先生が探しに行ったりとか、すぐに動かなければいけないことも多い。そういう時に先生に動いてもらう、生徒指導関係の費用もかかります。
- 委 員 長 : そういうことはよくわかります。ただ、そういうことが予算の枠内では認められないのですか。それは当然どんなところでも必要だと思います。大学でも緊急でいろいろなことがありますので。そういうことが今の学校予算ではできないのですか。
- 学 務 課 : やっている市もありますが、今の船橋市の中では、予算ではできません。
- 委 員 長 : もう少しその辺は緩くなったので、やろうと思えばできるのではないのですか。他の市の説明を聞いていた時は、そういう仕組みに組み込まれているところもあったようですが。
- 学 務 課 : 現在はできていませんが、今のシステムではできていないということでありまして、予算で対応するということはできると思います。
- 委 員 長 : 他の団体ですと、決算書等を出していただくのですが、どういう風に使ったという結果はいただくのですよね。それとも交付したら、それでおしまいですか。
- 学 務 課 : これについては、校長会の方で全校の領収書関係を集約いたしまして、こちらの方に最終的な実績報告が上がってまいります。何校かについては、校長会に問い合わせれば、こちらが見ることは可能です。また本年度から、諸表簿点検というのがありまして、各学校がどのような使い方をしているかについて見させていただきました。
- 委 員 長 : そうしますと、市の補助金の割合についても書けるということですね。他の団体はみんな書いてあるのに、こちらについては記載が無かったので。繰越金がいくらかというのもわかっているということですね。残がいくらあるとか、あるいは全く残っていないのかもしれませんが。
- 学 務 課 : 残については、こちらに戻していただいております。ほとんど残はございません。
- 委 員 長 : 本来の学校カリキュラムの中でやるのであれば、補助金の支出に合わないと思います。例えば、予算でカットしてしまえばできるので、そうすると今行っている総合学習に地域の人に来てもらう交通費ですとか、それは学校教育の中でやっているのに、補助金ではなくて、本来の教育活動の中で確保していかないといけないことだと思います。
- もう1点は、例えばこれは任意団体の校長会に出しているわけなので、小学校なら小学校の、中学校なら中学校の全体的な問題をどう解決していくのかという意味で、広く活用されないと。積算根拠は各学校30万円、1学級1,000円と単純にしていますが、どうも説明を聞くと、各学校の慶弔費まで出したり、PTAの会議の弁当代まで出したりしているような使われ方をしており、本来の教育的な補助金という点からすれば、金が無いから適当に裏保証してあげようみたいなことしか理解できないのです。
- 先程おっしゃったような子供の問題があるのであれば、小学校中学校が一緒になっ

てどうするのかという中身の話にいかないと。各学校平均 30 万円程度としても、事故があったり、不幸があったりすると、そっちの方にとられてしまって、本来の教育活動に回らないということが現実でありえるだろうという気がします。質を高めるとか、問題解決するとか、調査研究するとか、そういう風にならないと本来の補助金の姿勢からすると違う感じがします。

委員： われわれも評点をつけていかなければいけないのですが、1 番のところ、評点が 0 になっています。緊急でも、必要不可欠でもない判断されていて、そうはいつでも行政が絶対やるのだ、と次の 2 番で言っていますが、その辺の両極端のところは、どういう風に解釈されているのですか。

学務課： この評価の仕方が難しく、セーフティネットの捉え方が十分に理解できていなくて、こちらの姿勢も一貫していなくて、0 と 2 という風になってしまったのではないかと考えております。

委員： 10 番に補助対象事業及び経費の設定をしているとあって、2 点になっていますが、どんぶり勘定という印象を受けます。ここの意味はきちんと項目に対していくらですよという設定ですから、今の与え方は自由に使って下さいよということなので、これは 0 です。市としての意図がはっきり見えるような、補助の仕方をして欲しいと思います。校長先生だから、ちゃんとやってくれるだろうと思うのですが、こういうことはやって下さいという、きちんと事業目的や事業項目を決めた上で補助する方が、我々にはわかり易い。

委員長： 校長会というのは、私的な団体ではなくて、公的な団体だと思います。あきらからに中身は、学校運営のための必要経費のようなものですから、補助金として出すのはどうも私は納得できないのですけれども。学校に必要なお金ですので、市として学校教育費でいろいろ出していますよね。その中の一環として、こういう費用を認めた方が、合理的だと思います。使い方も同じ学校の中で、これは出せないけど、これは出せるから、こっちから使おうという余計な判断をしなければいけないですから。だから最初に、負担金のような側面があると申し上げたのです。補助金でなければいけないのか、という問題なのではないかと。

官が官に出すのはいけないことだというお話でしたが、そこは学校の予算として出す方がいいのではないかと。ただ私立学校になってくるとそういうわけにはいかないので、補助金になるのでしょうか。

委員長： では宜しいですか。

69 番の補助金、高等学校定時制教育振興会補助金の説明をお願いします。

学務課： 高等学校定時制教育振興会補助金についてご説明いたします。

補助金の目的は、教育の機会均等に則り、勤労青少年の為に定時制教育の振興、発展を図る。補助金交付先は、船橋市高等学校定時制教育振興会でございます。この会員は、保護者、雇用主、その他の関係者、これが正会員。特別会員として、市及び高等学校定時制教育関係者の理事会で承認された者、となっております。実際には、定時制は、本市の場合、県立船橋高等学校 1 校でございますので、そちらで事務局もやっているという形になっております。補助金は、平成 19 年度 135 万円。補助率は、96.4%

です。補助金の根拠としまして、船橋市高等学校定時制教育振興会補助金交付要綱となっております。補助金支給までの流れは、振興会から交付申請書をいただきまして、交付を決定した後に、補助金の請求書をいただいて、市長の方が振り込み、そして振興会の方で補助金を執行。そして実績報告をあげ、それを確認して、補助金確定通知を振興会に送る。補助金の開始は、昭和 45 年度からでございます。補助金 135 万円の主な使い道でございますけれども、体育文化大会の参加補助、生徒会補助、啓発活動費、福利厚生費、教育活動充実費等でございます。振興会全体の予算としましては、市からの補助がほとんどで、同窓会から 5 万円入っているのです、補助率が 96.4%という形になっております。

他市の状況でございますけれども、1 校当たりで考えますと、千葉市が 38 万円。市川市は 33 万円。浦安市は 32 万円。松戸市は 25 万円。柏市は 45 万円。これは 1 校当たりで出しているわけですが、本市の場合、県立船橋高等学校定時制ということで 135 万円ですが、行徳高校の定時制の場合は、市川市が 33 万円、浦安市が 32 万円の合計が 65 万円。それから東葛高校の場合は、松戸市が 25 万円、柏市が 45 万円、流山市が 10 万円、我孫子市が 5 万円と合計が 85 万円という形になっております。本市の場合は、生徒 239 人中 99 人が船橋市民であるということで 135 万円という額になっております。以上でございます。

委員長：普通の私立高校に対して、この手の補助金はないのですか。

学務課：出しておりません。

委員長：それは、無くても大丈夫ということですか。

学務課：十分やっているといたしますか、今までこの補助金については出しておりません。定時制ということで。

委員長：定時制だけに、この高校のレベルではこういう補助金を出している。

学務課：はい。そうでございます。

委員：定時制の場合、以前は勤労青少年というイメージの苦学生が定時制に通っていて、それなりの教育効果もありますし、価値もあったかなと思うのですが、最近は大変まっているという印象を受けます。そこら辺は、どのようにお考えでしょうか。

学務課：データとして勤労学生の割合は、59.8%と捉えております。

委員：市内の企業に勤めている生徒ですか。

学務課：申し訳ありません。そこまで詳しくは把握しておりません。

委員：市からお金を出す以上は、市民のためだという風に考えるべきだと思います。県立だから、市で出す意味があるとすれば、市民の子弟で、しかも勤労青少年だということをきっちり掴まれていれば、市民のためなのかと思いますけれども、何となく昔からやっているという感じがします。

学務課：確かに、毎年同じような額を支給しているということで、従来の流れの中で、やってきているというのは事実でございます。

委員：これは、改善プランのシートが付いていますが、実績値に平成 16 年度 348 人、平成 17 年度 331 人、平成 18 年度 295 人というのは生徒数ですか。

学務課：生徒数でございます。

委員：それで、1人当たり7,500円とか8,000円とかかかっているということですね。

学務課：人数割するとそうなるということです。

委員：素朴な質問なのですが、この補助金をやめて授業料を7,000円安くすると何か問題があるのですか。

学務課：市立船橋高校ですと市の方でいろいろと徴収しておりますけれども、県立高校でございまして。

委員長：では次の補助金のご説明をお願いいたします。

70番の私立幼稚園連合会補助金。

学務課：私立幼稚園連合会補助金について、ご説明いたします。

補助金の目的は、幼稚園教育の円滑な推進を図るために、船橋市私立幼稚園連合会が行う事業に要する経費を補助するものでございます。補助金の交付先は、船橋市私立幼稚園連合会、平成19年度は市内に私立幼稚園43園ございますが、そのうち38園が加盟をしている連合会でございます。補助金額は、450万円。補助率は、29.8%でございます。補助金の根拠といたしましては、船橋市私立幼稚園連合会補助金交付要綱。補助金支給までの流れは、交付申請を連合会からあげていただいて、それで交付を決定して、請求して、振り込んで、執行していただくという流れでございます。この補助金の開始ですけれども、昭和42年度から実施しております。船橋市は、昭和30年代、40年代と公立小中学校の建設に追われまして、幼児期の教育につきましては、私立幼稚園に全てお願いしてきたという経緯がございます。そこで、私立幼稚園設置者や保護者、そして私立幼稚園の連合会、それから後で言います私立幼稚園PTA連絡協議会等に対し、支援を行うことで幼児教育の振興を図ってきたという経緯がございます。補助金450万円の使い道でございますけれども、入園案内というのを作っていただいております。これは、ふれあいという名前でございます。印刷と配布で、280万円程度。これにつきましては、毎年9月1日発行で20万部印刷していただいて、船橋市内の新聞、朝日、読売、毎日、産経、その全紙に折り込みに入れて、市内の幼稚園、学務課の窓口、総合窓口センター、各出張所等に置いて、広く市民に、幼稚園のご案内を出している入園案内でございます。それから研究部の費用ということで、研修費の一部に補助金を充てており、新任者研修、会員研修の講師、会場費等に充てられております。幼稚園連合会全体の予算は、1,510万円程度で、そのうち450万円が市からの補助という形になります。他市の状況でございますけれども、これもいろいろな形を出しているのです。千葉県は800万円。柏市が540万円。松戸市が300万円。我孫子市が120万円。野田市が90万円。四街道市が93万円。成田市が59万円。市川市が234万円。習志野市が180万円。園の数が違いますので単純比較はできませんが、そのような形で、どの市も補助をしている状況でございます。以上です。

委員長：43園の38園ということでしたが、どうして残りの5園が加盟していないのですか。

学務課：連合会の方に聞きますと、いつでもどうぞという形で声かけはしておられるのですが、やはり私立でございますので、私立として理事長様や園長様のお考えで、ご判断されていると考えております。

なお、ふれあいには、加盟していない幼稚園につきましても、全部掲載して市民に広くご案内しております。

委員長： 研修などには、参加しているのですか。

学務課： 研修などには、参加しておりません。

委員： ふれあいの内容ですけれども、園の募集・案内ですよ。他のやり方もあろうかと思えます。市の児童家庭課発行の子育てナビゲーションというボランティアで作っている情報誌に全部出ていました。子育てナビゲーションの方はほとんどただですから、そこに十分入っている内容にわざわざお金を出して作っていただくというのもどうかと思いますけれども。もっと有効な目的のために使っていただければと思います。

委員長： 幼稚園に対する私学助成のようなものがあつたかと思うのですが、船橋市としてはやっていないということですか。

学務課： 運営費の補助金というのをやっております。

委員長： それはここには出てこないのですか。

学務課： ここには出てきておりません。

委員長： 89事業の中には、入らなかったのですね。

委員： 会費のところに2万円プラスアルファとなっていますよね。アルファというのは何ですか。

学務課： すいません。訂正させていただきたいのですが、2万円というのが間違っておりまして、正確には1園3万円とプラスアルファと書いているのは、園児1人当たり550円の園児数、これが会費ということになります。ちなみに平成19年度から100円上がって園児550円になっております。すいません。訂正させて下さい。

またこの会費のほかに事業収入という形で、研修などへの参加費というものが収入に含まれております。

委員長： わかりました。では、次の私立幼稚園PTA連絡協議会の補助金についてご説明下さい。

学務課： 補助金の目的は、幼児教育の振興を図るために船橋市私立幼稚園PTA連絡協議会が行う事業に要する経費について補助して、幼稚園と保護者の相互理解を深めるということでございます。補助金の交付先は、先程ご説明した船橋市私立幼稚園連合会に加盟している園のPTAが組織するPTA連絡協議会でございます。保護者の会等も含まれますが、43園中38園が加盟しております。補助金額は、45万円です。補助率は27%。補助金の根拠は、船橋市私立幼稚園PTA連絡協議会補助金交付要綱でございます。補助金支出までの流れは、交付申請書をあげて、交付決定通知、請求、振り込み、執行、実績報告という形でいきます。この補助金につきましても、昭和56年度から実施しているものでございます。理由は、先程の連合会と同一で、幼児教育の振興を図るために行うということ。補助金45万円の使い道でございますけれども、幼稚園教育振興大会というものがあつて、約1,000人位の保護者の方が参加されます。また親睦バレーボール大会、会員の研修会等々に使われております。PTA連絡協議会全体の予算は158万円程度でございます。市からの補助が45万円、会費から98万円、後は繰越とか利息とかがあつて、補助率は27%です。これにつま

して、他市を調べましたところ、他市についてはこのような補助金は実施していないということでございます。以上でございます。

委員：この連絡協議会の機能ですけれども、よくわからないのですが。

学務課：私が理解している範囲では、船橋市に公立の幼稚園が無い。そして、私立幼稚園に全て幼児教育をお願いしている。以前は、学校教育法も小学校から始まっておりましたが、今の教育基本法から変わりました。学校教育法も全て幼児期の教育は非常に重視していかなければならないということで、やはり行政として幼児期の教育を担っていただいている幼稚園に対して支援をしていくということは、義務的経費に近いのではないかと。出し方云々は別の問題として、何らかの形で支援していかなければいけない。それで、PTAというものがある時に、各園それぞれ建学の理念があって、それぞれ違います。しかし公立学校にはみんな一緒にあがってきます。そして違った情報交換をする中で、子育てをしている保護者は、学校というところに初めて子供をあげて、そしてそこでコミュニケーションをとっていく。他園の様子も知る。市内の様子も知るということで、子育ての扉が開かれる第一歩のところなので、PTAというのは、非常に価値あるものではないかと私は考えております。

委員：認可外の幼稚園には同じように出ているのですか。

学務課：PTAには出ておりません。

委員：相当不平等ではないですか。

学務課：何を公平というかというところで、幼稚園にも保育園にも通っていないお子さんもいて、認可外の幼児教室に通われているご家庭もある。それは保護者のご判断によるところかと思うのですが、少なくとも市内の7割程度の子供が幼稚園で学んでいるということで、PTAについて支援していくということはそれほど不平等のことではないのかなと考えております。

委員：公立がないからたまたま認可外でやっているかもしれない。公民館の幼児教室を使ってやっているように、自前の設備ではないので、認可外になっているのだろうと思いますけれども、やはり平等性という面で考えると、少なくともPTA、親御さんという意味では同じだし、そういうことは考えられないのですか。

学務課：幼児教室につきましては、昔私立幼稚園が足りなかった頃、幼児教育が賄えないということで私塾的な形で作っているものですが、今幼稚園の充足率が83%ですから、特に幼児教室のやり方に賛同される方がそちらの方に通われている、私立幼稚園に入れないからではなくて、自ら選ばれているのかなというふうに理解しております。

委員長：ですから、そういう親であっても当然補助の対象に、この団体には入っていないけれども、対象となるべきではないかというのがこちらの意見だったわけです。そこは把握できないからとか理由はたくさんあるでしょうけれども。そういう点が特定の人にしか補助していないのではないかという印象を持つ部分があるということです。

公立がないから、幼稚園関係にいろいろと市が補佐する意味で補助金を出すというのはわかるのですが、幼稚園の運営費の補助が基本的にはありますよね。ですから、そこで考えていく方がいいのではないかと。こういう補助金として追加で少額を出していくよりも大きな中に出していく方がいいのでは。予算として大きな中に、ほんの少

し付け加えても見えないけれども、補助金であれば小さくても1項目として出てくるという側面はあるのですが、ただそれはいろいろな意味で少額補助になっているので、高邁な目的でしたら、大きな配分の幼稚園補助金があるわけですから、その中にカウントしていく方がいいのではないかというのが私の意見です。

では、専修学校各種学校協会補助金についてご説明ください。

学 務 課 : 専修学校各種学校協会補助金についてご説明いたします。

補助金の目的は専修学校及び各種学校の振興を図ることによって市民の文化向上に寄与するということです。補助金の交付先は、船橋市専修学校各種学校協会でございます。この協会の構成でございますが、船橋市には専修学校が10校ありますが、そのうち2校は休校しておりますので、実際には8校あって、その8校のうち3校が加盟しております。各種学校は船橋市には2校ありますが、うち1校は休校しておりますので、実際には1校だけでございます。各種学校1校、専修学校3校の4校が加盟している専修学校各種学校協会に交付しております。補助金額は72万円でございます。補助率は、31.5%。補助金の根拠は、船橋市専修学校各種学校協会補助金交付要綱でございます。補助金支給までの流れは、他の補助金と同じでございます。補助金の開始は、昭和49年度からでございます。補助金の使い道でございますけれども、主に教職員の研修費ということでございます。協会全体の予算は、228万円で、市からの補助がそのうちの72万円を占めております。他市の状況でございますけれども、千葉市が34万円。市川市が48万円。同じような補助を行っております。以上でございます。

委 員 長 : 専修学校8校のうち3校のみというのは、それぞれの考え方があってこの学校協会に加盟していないところが多いということですよ。

学 務 課 : そのとおりでございます。

委 員 長 : 点検シートの8番のところは類似の団体が無いということですが、残りの加盟していない学校の方々は、こういうものには参加していないということだと思っておりますが、この各種学校協会は1つしかない団体だとしても、そこに加盟している本来受益を受ける専修学校、各種学校は他にあるということになると、確かに協会はないけれども類似の専修学校、各種学校はあるというふうに考えた方がいいのではないかと思います。この質問だけだと、自己点検でそこまで深読みする必要はないのかもしれませんが、設問の本来の趣旨は、特定の団体にだけ補助金がいっているのかどうかという考えです。

学 務 課 : 協会の方に聞きますと、どんどん入っていただいて結構だという形で声かけはしているということなのですが、専修学校の中で入っていないところを見ますと、看護専門学校や病院付属のものが3つ、それから進学塾が1校ございます。これも専修学校、各種学校の中に分類としては入るのですが、協会には入っていない。そこが他の大きな団体に入っているかどうかは把握していないわけです。

委 員 長 : 公益活動という観点では、どうなのでしょう。例えば看護といえば、非常に公益的ですよ。そういうところが入っていない団体というとおかしな気がしませんか。市からわざわざこういう団体に補助する以上は、公益性を見ないといけなのではないかと思えます。

- 学 務 課 : 公益性という観点では、広くというご指摘はごもっともだと思いますが、補助金の目的の方で市民の文化向上に資するという部分があって、予備校とか看護専門学校というような部分とは、ちょっとタイプが。同じ専修学校という意味では公平性に欠けるというご指摘は、私も理解できるのですが、この補助金の目的から考えると現在の形になっているのかなど。
- 委 員 員 : これは全部学校法人になっているのですか。
- 学 務 課 : 学校法人だったように記憶しています。
- 委 員 員 : 他にはないのですか。学校法人になっているけれども、ここには入っていないところは。
- 学 務 課 : 他にはございません。
- 委 員 長 : ではこれで、ヒアリングは終わりたいと思います。
点検シートについてご意見ございますか。
- 委 員 員 : 評価項目は二行でまとめてありますが、説明を付けることで、解釈の行き違いがないようにすることが出来ると思います。
- 委 員 長 : セーフティネットについては、生存に必要な最低限の生活保護であるなど、説明を加えると分かりやすくなると思います。その他にどうでしょうか。
- 委 員 員 : 所管課が評価すると差が生じることになりましたが、これは見直すのですか。
- 委 員 長 : それは委員会で最終的に判断することになります。
- 委 員 員 : どうしても自己診断は甘くなると思います。
- 委 員 長 : 点検シートについては、説明を加えるということによろしいですね。
- 事 務 局 : それでは、語句の説明を裏面等に加えたりして、分かり易く致します。
- 委 員 員 : 7 番の「他市と比べ適切な水準である」は、何に基づいてやるのか。補助金額で比べるのか、内容で比べるのかを決めないと評価する人によって、差が出てしまいますね。先程、千葉市の方が人口が多いにも拘らず、船橋市の方が補助額が高くても適切という、何を基準にして適切なのかということになりますね。
- 事 務 局 : パターンによって、いろいろな基準があると思います。例えば一人あたりの補助額で比べるということでもいいと思います。
- 委 員 員 : 少し説明を加えるといいですね。他市は無く船橋市が補助していることについて、建設的にとるのか、悲観的にとるのかによって大きな開きが出てしまう。
- 事 務 局 : 他市はやっていないが、特質的に船橋市でやっていることが有効と判断する場合もあると思います。こういう場合は特記事項に加筆するなど、工夫することは必要だと思います。
- 委 員 員 : 1 番の「セーフティネットの確保に必要であるか」という設問に対して、緊急でも必要不可欠でもないが配点 0 となっていますが、補助金がそもそもいらぬのではないかと思います。
- 事 務 局 : それは項目毎に評価があって、最終的には全体の評価で判断するものと思っております。確かに必然的な項目もありますが、一項目が 0 点だからといって全てが適切でないという考え方は少し違うと思います。
- 委 員 長 : 他市では実施していませんというものは、時代のニーズから考えて、いくつかの項

目で、この補助金は、もう廃止した方がいいのではないかという結論を委員会が最終的に判断していくということでしょうか。

委員： 私が言いたいのはそのとおりです。短絡的にひとつの項目が駄目だからといって全てが駄目でなく、また、トータルが良かった場合に、大事な項目が駄目でも議論されずに過ぎてしまうことが懸念されます。この大事な項目は、総論の時に出てくるようにしないといけないと思う。

委員： 最終的に点数を出す訳ですから、点数によって今後の方向性が決まってくるようなものも基準に入れるか分かりませんが、考えた方がいいと思います。

委員： 11番と12番は、今日審査した8事業全て0点になっています。これは、補助率や期間を“設定しているか”という設問なので、ほとんどの補助事業が0点となってしまうと思うのですが、現実を聞かなくていいのかという疑問を持ちました。

16番の「規約等に公益性が謳われているか」という設問に対し、8事業とも全て2点を付けています。そもそもこの設問もあたり前のことを聞いているのではないかと思います。

委員長： 11番は、適切な補助率となっているかどうかという聞き方がよろしいと思いますね。12番は、こうして欲しいという今後の方向を示すような設問になっていると思います。的確な補助金というのは、見直しの時期を決めているのですよという期待感を先に示しているような気がします。

委員： 14番については、前回の点検シートでは率で聞いていますが、今回は繰越金額が補助金額を上回っていなければ2点になると、ほとんどの補助事業が2点になってしまうのではないかと思います。

事務局： それについては説明させていただきます。今までの議論の中で、「補助率の設定が必要」「終期の設定が必要」などというご意見がございましたので、それを入れ込むという意図が入っております。確かに全て0点の可能性が高い項目の中には、これから団体運営費という補助の仕方ではなく、事業対象に補助して行く場合に、必ずしも繰越金という形にはならなかったり、あるいは事業対象経費の場合は、実際の補助の割合ではなくて、対象経費に対してどれくらい補助するかということが明らかになっている必要があるということで、将来の基準を見越した中での判断となっています。

全部が2点、全部が0点になってしまうというお話がありましたが、実態として14番の繰越金額が補助金額を上回っているケースはございます。今日の補助事業は、行政側が細かくチェックしているものなので、適正な事務処理がされていると思われれます。

今回の点検として、対象経費を設定していくのか、或いは運営費の中の補助の占める割合で考えていくのかで、違ってしまおうと思います。

委員： 14番は、補助金額が上回っているかを聞いているので、「適正である」という言葉はいらないのではないかと思います。

委員： 89件全部を最終的に評価する訳ですが、今後も所管課のヒアリングを実施するのか、書類審査であるのか分かりませんが、所管課が自己評価する際に、理由が記入されていると我々と意思の疎通が図れるし、評価し易くなると思います。

このA4版一枚の補助事業の内容だけでは、分かり難いですね。

委員： 評価をする時に違和感を持った事業だけヒアリングすることになると思います。今までも読んで全てが分かるものではなかった。例えば評点に2点を付けた項目について、説明していただくやり方もあると思います。

委員： この検討委員会の目的というのは、各団体のチェックをするのが目的ではないですよ。基準を作るためには、補助金にはどういうものがあるかという勉強をする必要があって、サンプル事業審査を実施した訳ですよ。ある程度分かってきたと思いますので、暫くの間はヒアリングをしないで、基準づくりを進めた方がいいと思います。

委員長： 基本的には自己点検をしていただき、我々が見て疑問を感じたところ、或いは自己点検の得点率が低いものや相対的に高すぎるものを抽出して、ヒアリングすればいいと思います。このままでは、所管課がチェックすることを我々が実施することになってしまいます。もう少し上のレベルの基準に戻したいと思います。その際に、どういう基準を作っていくかという時に、例えばどんな公益活動をしているかについて、一つ一つ考えて評価していただくのは所管課で実施してもらい、我々はもう少し大きな基準で振り分けをしながら考えていくことになります。

事務局： 今回は交付基準の案をお出しして、ご意見を伺いながら、新しい制度についてもご提案いただければと思っております。次回にご意見を集約したものと併せて補助金制度改革の全体像もお示しさせていただく予定でおります。

委員： 一つは補助金等の交付に関する規則がありますね。また、今まで見た中で、各補助事業毎に交付要綱も作っている。そして、これから交付基準を作る訳ですよ。この三つは整理する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

事務局： 交付規則は、補助金を交付する際の手続きを定めております。交付要綱は、各補助事業の目的に沿って補助内容を定めております。今回の交付基準につきましては、基本的な部分をこの基準の中に定め、要綱等の整備をしていただくものです。また、統括できるものは今後考えていかなければならないと思っております。

委員： 出来るだけ簡素化した方がいいと思うのです。規則以外に交付要綱にも申請様式があり、整理する必要はあると思います。

事務局： 規則と基準は統合できると思いますが、要綱等については、補助対象の目的など個々に定めてありますので、統合をするには難しい面があると思いますが、基準を定めていただいた後に考えて行きたいと思っております。

本日評価いただいた補助事業は、要綱が作成されているものが多かったのですが、要綱がない補助事業は沢山ございます。支出根拠がないという補助事業がありますが、これは問題であり、文書化しないといけないのがひとつと、総合化をしないといけないというのはご提案いただいた方がいいと思います。

委員： そのための基準であって、補助金毎に要綱を作る必要はないと思います。船橋市補助金の交付に関する基準一本にすることが出来ると思います。例えばNPO認可する際に、要綱の中に福祉、社会教育、文化、スポーツなど入っています。そのような形の要綱だけ作っておき、書類は統一したものにするなどのやり方もあると思います。

事務局： 制度は簡素化して分かりやすいものが一番だと思っておりますので、今後、そのよ

うなことも考えながら全体的なことを検討して行きたいと思います。

委員長：議題の2になりますが、資料3の交付基準（案）についてご説明願います。

事務局：補助金の交付基準については、この委員会では、対象が限定されている補助金を問題に据えてご検討いただいていることから、その結果として点検シートに盛り込まれた対象限定補助金の内容を交付要件と見直し基準とし、補助金一般の定義と公益性など一般的な原則を加えたものとしたしました。

この中で点検シートも位置づけをしてございます。これにより、公平性の観点から問題が生じやすい特定団体に対する補助金の良し悪しを判断することができるようになるかと考えております。

本日、基準すべてについて、ご意見をいただくことが難しいようでしたら、項目の8の見直しの基準についてはいろいろ考え方もありますし、既存補助金の適格性を決める目安となることから、優先的にお考えいただければと思います。

議題の3の新しい補助金制度についても、公平性の点で問題が生じやすい、対象が限定された補助金の評価、適否についてご審査いただけてきたわけですが、補助の対象が限定されていたから「補助が受けられない」あるいは市民の新しいアイデアや活動に対する「補助制度がない」ことが、ございました。そこで、新しい補助金制度についてご提案をいただきたいということが議題3でございます。

第2回の資料として他市の公募型補助金制度一覧を添付いたしましたが、船橋市としては、施策的に実施していくべきものは、作成いただいた交付基準に照らして適正化を図り、新しく補助のニーズがあるものには、新しい公募型補助金制度でと考えております。

その中身として第一に、公募型は、公益団体の立ち上げのためのものと、新しい公益事業実施のための2種類があるのではないかと考えております。

第二に、財源確保の方策ですが、既存補助金の削減分を活用するとしても、市民の参加意識や寄附等善意が生かせるもので、かつ簡易な制度がよいと思います。

第三には、新しい制度を活用いただくための仕掛けとして、施策型あるいは既存補助金と比べて、利便性、補助率、補助対象など明らかに有利な制度とすること。これにより、既存補助金からのスイッチを誘導する効果もあるものと考えてございます。

近隣でも我孫子、浦安、市川市がそれぞれ特色のある制度を運用しておりますが、公募型補助金の中身、財源、仕掛けなどについて、本日は委員の皆様のご公募型補助金への意見をお聞かせいただき、次回に案を作成し、お示ししたいと思っております。

委員長：今後議論すべき点のご提案としては、この交付基準の8番の見直しの基準は、現状のままでは駄目ですよというものを取り出すための基準ということになります。その先どういうふうに見直すかという時に、委員会として明確に廃止と言えるものもあれば、所管課として考えてくださいというような選択肢がいくつかありますが、委員会として一定の結論は出すものの、ある程度所管課に戻す部分もあります。そういうふうにするための考え方を12点取り出しておりますので、これを次回議論する訳ですが、事前にご意見をいただければと思います。

もう一点新しい補助金制度については、補助制度が廃止となった場合に、補助を受

けていた団体が公益的な活動をしますと手を挙げていただく公募型補助金はどうかという事です。

次回までにご意見をいただき、それをもとに議論して行きたいと思います。

委員： 交付基準の8番の見直しの基準では、ひとつでも該当する場合は、廃止なり縮小するという事ですね。もう少し図等を使用して、一目で分かるような資料があるといいですね。

委員長： 次回は補助金改革の全体像の中に基準がどう効いてくるのかも含めて、説明できるように準備し、議論して行きたいと思います。

委員： 交付基準の右側に各委員の意見欄を設けて、意見集約したものを次回の当日資料としていただければと思います。

委員： 税金を有効に使っているということが分かるようなものがあるといいですね。

事務局： 今日評価いただいた結果は、10日までにご提出いただければと考えております。これでほぼ点検シートが固まったということでありますと、これまで審査いただいたシートを改めて新しい点検シートに書き直していただかないといけないのですが、基準に対するご意見と併せて10日でよろしいですか。

委員長： それはまだ先でもいいですね。今日実施した8事業について、各委員が評価しておく事と、交付基準及び新しい補助金制度についてご意見いただく事を10日までにやるということですね。

委員： メールでファイルを送ってください。

事務局： 10日までにお願いすべき事は、まとめまして文書にして送らせていただきます。

委員長： 今日の議題は終了しました。それでは事務連絡を事務局からお願いします。

事務局： 次回の検討委員会は12月16日18時からこの場所で開催いたしますが、その次の第6回の予定ですが、1月の予定をお伺いしておりますが、20日18時からでよろしいですか。

委員長： 第6回検討委員会は1月20日18時からの予定でお願いします。
それではこれで第4回補助金制度検討委員会を終了いたします。

議事録署名人 船橋市補助金制度検討委員 齋藤 哲瑯